



令和8年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者へ

～就学援助費 新入学児童生徒学用品等準備費のご案内～

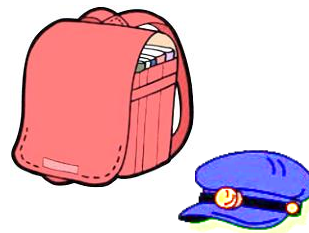
越前町教育委員会

越前町では、令和8年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者で就学援助の要件に該当し希望する方に、就学援助費の新入学児童生徒学用品等準備費（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を入学する前（3月）に支給します。

1 入学準備費を受け取ることができる方

次の（１）～（４）の全部の要件に該当する方

- （１）越前町に住民登録のある方
- （２）お子様が令和8年4月に越前町の小・中学校に入学予定の方
- （３）生活保護を受給されていない方
- （４）越前町の就学援助認定基準（生活保護法に準ずる程度）に該当する世帯の方



2 申請の方法について

- ① 学校教育課もしくは現在通われている小学校へ連絡いただき、「就学援助費交付申請書兼世帯票【新入学児童生徒学用品等準備費】」をお受け取りください。
- ② 申請書に必要事項を記入いただき、押印のうえ、必要書類（令和7年1月2日以降に越前町に転入された方のみ世帯全員の令和6年分の所得証明書）を添付して下記の締切までにご提出ください。なお、兄弟姉妹で小学校と中学校に入学する場合、申請書はそれぞれご提出いただく必要があります。

◆提出先…学校教育課または現在通われている小学校

◆提出期間…令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月16日（金）

※締切後の申請は受け付けることができません。ご注意ください。

- ③ 審査後、認定結果を書面にて通知します（2月中送付予定）。認定となった保護者へ請求書を後日お送りします。お振込みする口座を記入し返送ください。

3 支給について

●支給時期・・・令和7年3月上旬

●支給額・・・お子様1人につき

新小学1年生 57,060 円

新中学1年生 63,000 円

裏面の注意事項もご確認ください →

就学援助制度 とは？

越前町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小中学校で必要となる費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。援助の申請は入学した年の４月から受け付けています。支給される費用の内容は、筆記用具・ノートなどの学用品費、遠足などにかかる校外活動費、新入学にかかる新入学児童生徒学用品費などがあり、各学期末に分けてお支払いしていますが、今回の申請ではそのうちの「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

注意事項

- ・ 今回の申請が認定となり、新入学学用品費の入学前支給を受給された場合でも、入学後に学用品費や、校外活動費などの経費の支給を希望される場合は、入学後（４月）に改めて「令和８年度 就学援助費」の申請を学校に提出していただく必要があります。入学後の就学援助費は、令和７年分の所得をもとに判定します。そのため、今回の申請が認定であっても、令和８年度就学援助費は認定とならない場合があります。
- ・ 今回の申請が認定となり支給を受けた方は、令和８年度就学援助費も認定となった場合、「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。学用品費、校外活動費等のその他の経費は支給します。
- ・ 今回の申請をされない場合でも、入学後４月以降に「令和８年度就学援助費」を申請し、４月から認定となった場合、入学後に「新入学児童生徒学用品費」として同額を支給します。
- ・ 今回の「新入学児童生徒学用品費」を受給後に町外へ転出し４月に入学されなかった場合は、入学準備費をお戻しいたします。

○ご不明な点がございましたら、越前町学校教育課までお問合せください。

越前町教育委員会事務局 学校教育課

〒916-0147

福井県丹生郡越前町内郡13-19-3

（越前町生涯学習センター内）

☎0778-34-8716